

大口NEWS



こんにちは。

日に日に秋が深まる今日この頃、いかがお過ごしでしょうか？先日、もみじ狩りにいき秋を満喫しています。さて、今回のテーマは、最近よく耳にされるのではないかとと思われるLLP（有限責任事業組合）についてです。

LLP（有限責任事業組合）について

有限責任事業組合（LLP）とは？

有限責任事業組合（LLP）制度は、企業や個人が各々の能力を提供しあって共同事業を行うための新しい形態の事業体として、共同研究開発、産学連携、ITや金融の専門技能を持つ人材による共同事業や高度サービスにおける起業などを促進し、日本の経済活力が向上することを期待して平成17年に民法上の組合制度の特例として創設された制度です。

LLPとは、有限責任事業組合制度を日本に導入するに当たってモデルとされた外国の有限責任組合、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ（Limited Liability Partnership）の略称です。そのため日本のLLPについては日本版LLPという表現も使われます。

LLPは、法人ではなく「組合」ですが、ただの組合ではなく、法人と組合のメリットを併せ持った新しい組織形態です。つまり、法人の良さである構成員の有限責任を持ちながら、民法組合の特徴である運営の自由さを持っています。

また、構成員課税という税金面のメリットもありますので、LLPは活用次第で無限の可能性を秘めています。

LLPのメリットとデメリット

【メリット】

- 出資額だけの責任で済む「有限責任」
出資者全員が出資額の限度までしか事業上の責任を負う必要がなく、それ以上の責任を負う必要がありません。
- 組合員の同意で自由に運営できる（内部自治原則）
内部的な役割分担は、原則として総組合員の同意があればいいので、自由な運営が可能です。株式会社が原則として取得株数に応じて発言権があるのに対し、LLPは出資額に左右されません。例えば、2名でLLPを設立し、出資額が1：9であっても、利益を折半することができます。
- LLP以外の所得と損益通算できる構成員課税（パス・スルー課税）
LLPに自体には課税されずに組合員に直接課税されます。
- 組合員は全員が協力しなければならない（共同事業性）
LLPの組合員は、業務の執行について責任を持ち、事業を共同して行われなければならないというもの

です。出資だけして事業に加わらないことは原則として認められていません。LLPでの業務執行の意思決定は、原則として組合員全員の合意が必要になります。

- 最低2名、資本金2円から設立できる

【デメリット】

- 法人格がない
LLPは組合なので法人格がありません。その点では、株式会社などくらべるとどうしても信用度が劣ります。
- 許認可取得の主体になれない
建設業や不動産業といった、いわゆる許認可事業の許可や免許をLLPという組織として取得することができません。ただし、組合員個人（法人）が許認可を取得していれば、LLP全体でその事業をすることは可能です。
- 出資のみの組合員は認められない
共同事業が原則ですので、出資のみの組合員は認められません。すべての組合員が業務執行に携わる必要があります。

LLPはどんなビジネスに向いているのか？～ジョイント・ビジネス～

構成員課税と自由な運営という特徴から考えると、LLPはジョイント・ビジネス（共同でビジネスを行う）に最適だと考えられます。

- お金とノウハウのジョイント
組合員の出資比率は同じでなくていいのでビジネスのアイデアやノウハウを出す人と出資者が違う場合に、お金とノウハウを掛け合わせ、ビジネスを成立させて利益が出れば、出資の額が違ってても平等に分けることができます。（*一切お金を出さない、業務を行わないことは原則認められません。）
- 法人と法人のジョイント
すでに存在する二つの会社が新たに共同でビジネスをする場合にLLPであれば、パス・スルー課税なので、収益をすべて分配することができます。
- 企業と大学のジョイント
企業が大学に研究開発費を提供し、その資金で特許を取得できる特許を大学が開発した場合、その技術を出資した企業が特許登録して、独占的に使用して利益を上げることができます。

～◎所長大口のコラム◎～

信託についての大口NEWS（Vol.2）で「LLPと信託は似ている」といいました。信託を利用すれば、あるものの一部を取り出し、他のものと組成して新しい価値や道筋をつくることができます。分離・分割することにより安心してお金やもの、人を集めることができるのが信託の魅力です。

一方、今回紹介したLLPは、人（会社）それぞれの得意な分野を取り出して別のもの（人）と組成することで新しいビジネスチャンスを広げようというものです。

どちらの制度も一つのものを取り出して他のもの（人）と組成することでそこに新たな価値を発見し、発展させていくという、「いいとこ取り」ができる点で似ていると思うのです。

一つのものや一人で行えることなど知っていますが他のもの（人）と一緒にすることで新しいものを創り出せるのはとても素敵☆なことですね。

<本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号 大口司法書士事務所
TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp
ホームページ: <http://www//ookuchi-step21.jp>